

Ⅲ 資料編（調査票）

男女共同参画に関する事業所意識調査

ご協力をお願い



市内事業所の皆様には、日頃から市政に対して格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、取手市では、「多様性を認め合う平和な社会」を重点施策の一つに掲げ、その中の重点事業として、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

この度、「第五次取手市男女共同参画計画」(令和9年度～令和13年度)の策定に先立ち、市内事業所の皆様に対し、男女共同参画社会に関する意識調査を実施することとなりました。

また現在、市内在住の外国人が増加傾向にあることから、外国人が勤める市内事業所の把握についても併せて行います。本調査の結果に基づき、今後、男女共同参画や外国人との多文化共生を含むダイバーシティ推進への具体的な取り組み内容について、市からヒアリングさせていただく場合がありますが、市のダイバーシティ社会推進以外の目的に企業情報を使用することはありません。

お忙しいところ恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解の上、率直なご意見をお聞かせください。

令和7年9月

取手市長 中村 修

■調査対象 総務省統計局政府統計共同利用システム「事業所母集団データベース」をもとに、市内で10人以上の従業員を雇用する事業所

■回答期日 **令和7年10月10日(金)まで**

■回答方法 以下「1」又は「2」いずれかの方法にてご回答ください

1. 次のページ以降の調査票に直接ご記入のうえ、同封の返信用封筒(切手不要)に入れて投函(差出有効期間10月6日(月)まで)

2. インターネットから Web 回答(取手市ホームページ)
<https://www.city.toride.ibaraki.jp/shimin-kyodo/shise/jinken-danjo/ishikichosa-jigyosho.html>



■ご記入に当たってのお願い

- この調査は事業所を単位としています。原則として宛名の事業所の代表者又は総務・人事部門の担当者がご回答ください。
- 令和7年4月1日時点の情報をご回答ください。

■本調査についてのお問い合わせ先

取手市役所 総務部 市民協働課
TEL:0297-74-2141(内線:1172)

取手市では男女共同参画やダイバーシティ推進に関する様々な情報を発信しています



1 事業所概要について(2025年4月1日時点)

問1 貴事業所の概要をご記入ください

1 企業名	(代表者: _____)				
2 所在地	取手市				
3 TEL・Mail	TEL:	Mail:			
4 業種区分	1 農林漁業 4 製造業 7 運輸業、郵便業 10 不動産業、物品賃貸業 13 生活関連サービス業、娯楽業 16 複合サービス事業	2 鉱業、採石業、砂利採取業 5 電気、ガス、熱供給、水道業 8 卸売業、小売業 11 学術研究、専門・技術サービス業 14 教育、学習支援業 17 その他サービス業	3 建設業 6 情報通信業 9 金融業、保険業 12 宿泊業、飲食サービス業 15 医療、福祉 18 その他(_____)		
5 事業所の形態	1 単独事業所(他の場所に本社、支社などを持たない事業所) 2 本社・本店(他の場所に支社などをもち、それらを総括する事業所) 3 支社・支店・営業所(他の場所にある本社などの総括を受けている事業所)				
6 常用労働者数 ^{※1} (役員除く)	雇用形態	総数	うち、男性	うち、女性	
	正社員	人	人	人	
	非正社員 ^{※2}	人	人	人	
7 正社員の状況			総数	うち、男性	うち、女性
	平均勤続年数 ^{※3}		. 年	. 年	. 年
	平均年齢 ^{※3}		. 歳	. 歳	. 歳
	年代	10・20代	人	人	人
		30・40代	人	人	人
		50代~	人	人	人
	1人あたり月平均法定時間外労働時間		0時間 46~60時間	1~20時間 61~80時間	21~45時間 81時間以上
8 外国人労働者数	外国人労働者	技能実習生	特定技能	その他在留資格	
	1 いる →→→	人	人	人	
	2 いない(0人)				
9 回答者	所属部署・役職・氏名:				

(※1)「常用労働者」とは、以下の①~④のいずれかに該当する者をいいます

貴事業所が労働者派遣事業を行っている場合は、他社に派遣している労働者を含めてください

- ① 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用されている者
- ② 取締役、理事などの役員のうちで常時勤務して、一般労働者(常用労働者のうちパート、アルバイト、嘱託労働者等以外の正規労働者)と同じ給与規則又は同じ基準で毎月給与の支払いを受けている者
- ③ 事業主の家族であって、その事業所に常時勤務して給与の支払いを受けている者
- ④ 上記①~②の条件に該当する、他企業からの出向者(在籍出向、移籍出向を問いません。また、この調査では他企業への出向者は在籍出向、移籍出向を問わず除いてください)

(※2)非正社員:パートタイム、嘱託職員、契約社員、アルバイト(短期除く)

(※3)小数点は四捨五入して小数点第1位まで記入

2 女性活躍推進について

問2 貴事業所の経営トップは、女性活躍*を事業活動において重視していますか(○は1つ)

1 重視している(中期経営計画等で明文化し、組織内で積極的に周知している)
2 重視している(中期経営計画等で明文化しているが、組織内で積極的に周知していない)
3 重視している(中期経営計画等には明文化していない)
4 重視していない
※用語の意味
女性活躍 働く分野で女性が「働き続けたい」「キャリアアップしたい」などの希望に応じて、その個性と能力を十分に発揮してもらうため、「採用拡大」「人材の定着」「職域拡大」等に資する取り組みを指します

問2で「1」～「3」のいずれかを回答した事業所のみお答えください

問2-1 女性活躍を重視する理由であてはまるものをお答えください(○は3つまで)

1 優秀な人材の確保・定着
2 職場の活性化による労働意欲の向上
3 新商品・サービスの開発に多様な視点が必要
4 企業業績の向上に資する
5 企業のイメージアップ
6 その他(理由: _____)

問2で「4 重視していない」を回答した事業所のみお答えください

問2-2 女性活躍を重視しない理由であてはまるものをお答えください(○は3つまで)

1 既に女性は十分活躍しており、現状で問題ない
2 女性従業員が少数である
3 女性従業員の意識と意欲が伴わない
4 男性従業員の理解が得られない
5 具体的な取り組み方法がわからない
6 企業業績の向上に資しない
7 必要性を感じない
8 力仕事が多く、体力的に厳しい
9 その他(理由: _____)

問3 貴事業所における管理・監督職*の人数をお答えください

区分	総数	左のうち女性
役員	人	人
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
係長相当職	人	人

※記載の役職名を採用していない場合や区分欄にない役職については、実態により適時判断してください

問 4 貴事業所における女性の活躍を推進するための取り組み状況にもっとも近いものをお答えください

(①～⑭について、それぞれ該当する番号に○は1つだけ)

	実施中、又は 実施済	検討中、又は 検討したい	実施も検討 もしていない
① 女性の積極的な募集・採用	1	2	3
② 女性を配置する部署や職域の拡大	1	2	3
③ 女性の管理職への積極的登用	1	2	3
④ 女性に対するキャリア形成支援	1	2	3
⑤ 育児や介護による休業が昇進等に不利にならない人事考課制度の整備	1	2	3
⑥ 正規雇用以外から正規雇用への登用制度	1	2	3
⑦ 女性の就業環境に配慮した設備や機器などの整備	1	2	3
⑧ 女性の意見や要望を聞く場や相談体制の整備	1	2	3
⑨ 母性保護・母性健康管理対策	1	2	3
⑩ 男女の固定的な役割分担意識による慣行の見直し	1	2	3
⑪ ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を両立させるための制度の整備	1	2	3
⑫ 職場内における女性活躍の重要性についての意識啓発	1	2	3
⑬ 女性活躍の担当部署や担当者を設けるなど推進体制を整備	1	2	3
⑭ その他()	1	2	

問 5 貴事業所で女性の活躍を推進するうえで、どのような課題がありますか(○はいくつでも)

1 働きやすい環境整備(制度や設備等)が不十分	2 男性従業員(上司、同僚)の理解や配慮が不十分
3 顧客や取引先を含む社会一般の理解が不十分	4 活躍を望む女性が少ない
5 結婚や出産で退職する女性が多い	6 女性には残業や夜間・休日勤務をさせづらい
7 女性には転勤や異動をさせづらい	8 女性が就ける業務が限定される
9 女性活躍推進の手法がわからない	10 特にない
11 女性の活躍推進は必要ない	12 その他()

問 6 貴事業所で女性の管理職登用を促進する場合、どのような課題がありますか(○はいくつでも)

1 必要な知識や経験・判断力を有する女性がいらない	2 女性自身が管理職になることを希望しない
3 女性には時間外労働や深夜労働をさせにくい	4 家庭生活(家事、育児、介護等)への負担の考慮
5 結婚や出産を機に退職する者が多く、長期的な活用計画が立てにくい	6 上司や同僚の男性従業員に、女性管理職への認識や理解について不十分な点がある
7 顧客や取引先の理解が得にくい	8 業務の性質上、女性には任せられない(向いていない)
9 特に課題はない	10 その他()

問 7 貴事業所の女性従業員は、結婚や妊娠、出産、介護などのライフステージの節目に、どのような働き方を選ぶ傾向にありますか(○はいくつでも)

1 勤務条件などを変えず、働き続ける (育児休業、介護休業等の利用後の復職)	2 勤務条件などを変えて、働き続ける (フルタイムからパートタイム勤務へ変更など)
3 結婚を機に退職する	4 妊娠を機に退職する
5 出産を機に退職する	6 家族の介護のために退職する
7 その他()	8 該当者がいない

3 育児・介護との両立支援について

問 8 貴事業所における令和6年度(4月～3月)の育児休業などの状況をお答えください
(従業員数には育児休業や介護休業制度の対象となる非正規従業員も含めてお答えください)

	男性	女性
① 子どもが生まれた従業員数	人	人
② ①のうち育児休業を取得又は開始した従業員数	人	人
③ 育児休業の平均取得日数	日	日
④ 子どもが生まれたことを機に退社した従業員数	人	人
⑤ 介護休業を取得した従業員数	人	人
⑥ 介護休業の平均取得日数	日	日
⑦ 介護を機に退社した従業員数	人	人

問 9 男性従業員が育児休業を取得することについて、貴事業所の考えに近いものをお答えください
(男性従業員がいない事業所の場合は、一般的な見解として回答出来る範囲でお答えください)

	(○は1つ)
1 男性従業員も積極的に取得すべきであり、奨励している	
2 男性従業員も積極的に取得すべきと考えるが、現実的には厳しい	
理由	(○はいくつでも)
① 休業制度の周知徹底	
② 休業をしやすい職場の雰囲気づくり	
③ 育児・介護は妻がするものという固定的な役割分担意識の解消	
④ 休業中の代替要員の確保	
⑤ 周囲の従業員による業務分担	
⑥ 休業中の賃金保障	
⑦ 休業が昇進等に不利にならない人事制度の整備	
⑧ 休業中の職員へのフォローアップ体制	
⑨ 復職時の受入体制	
⑩ その他()	
3 男性の取得は奨励しないが、許容せざるをえない	
4 男性は取得すべきではない	
5 その他()	

問 10 貴事業所では、育児休業や介護休業について就業規則や労働契約、内規等で定めていますか
(①、②について、それぞれ該当する番号に○は1つだけ)

休業制度	規定の状況		
① 育児休業	1 就業規則に規定	2 就業規則以外に規定	3 規定なし
② 介護休業	1 就業規則に規定	2 就業規則以外に規定	3 規定なし

問 11 従業員が育児・介護と仕事を両立するために、貴事業所で取り組んでいることありますか

(○はいくつでも)

1 育児・介護における休業制度を設けている
2 育児休業や介護休業取得者への手当を支給している
3 勤務時間短縮などの措置を講じている
4 始業、終業時間の繰り上げや繰り下げ(時差出勤制度)制度を設けている
5 時間外労働の免除又は制限制度を設けている
6 在宅勤務・テレワークやフレックスタイム制など柔軟な勤務制度を採用している
7 子どもの看護のための休暇制度も設けている
8 学校行事やPTA活動等に参加しやすい休暇制度を設けている
9 事業所内に託児施設を設けている
10 育児・介護休業者への職場復帰プログラムを実施している
11 結婚や出産・介護などで、一旦退職した従業員に対する再雇用制度を設けている
12 事業所内に相談窓口(制度の情報提供・利用相談や心身の健康相談等)を設けている
13 両立支援のための制度について、該当者への個別説明や、説明会を開催している
14 その他()
15 特に取り組んでいることはない

4 ハラスメント対策について

問 12 過去3年間に、貴事業所に対し従業員から以下のハラスメントとみられる相談事例はありましたか

(○はいくつでも)

1 セクシャルハラスメント※1	2 パワーハラスメント※2
3 カスタマーハラスメント※3	4 マタニティハラスメント※4
5 その他のハラスメント(具体的に記入:)	
6 わからない	7 いずれもない

※用語の意味

※1 セクシャルハラスメント	相手の意思に反し不快・不安な状態に追い込む性的な言葉や行為
※2 パワーハラスメント	職場内の優位性を背景に、精神的・身体的苦痛を与える行為
※3 カスタマーハラスメント	顧客や消費者が地位の優位性を背景に、企業やその従業員に精神的・身体的苦痛を与える行為
※4 マタニティハラスメント	妊娠・出産を理由として、精神的・身体的苦痛を与える行為

問 13 貴事業所では、ハラスメントを防止するためにどのような取り組みをしていますか(○はいくつでも)

1 就業規則や内規等に禁止を明文化	2 啓発資料の配付、掲示
3 対応マニュアルの作成	4 相談窓口の設置
5 管理職への研修・講習会等の実施	6 従業員等への研修・講習会等の実施
7 実態把握調査の実施	8 その他()
9 現在、検討中	10 取り組む必要性は感じているが、進んでいない
11 取り組む必要性を感じない	

5 従業員が働きやすい環境づくりについて

問 14 ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)を可能にする働き方の見直し状況をお答えください

(①～⑫について、それぞれ該当する番号に○は1つだけ)

	実施中、 又は実施済	検討中、又は 検討したい	実施も検討 していない
① ノー残業デーの設置	1	2	3
② 残業の事前承認制度等による長時間労働の削減	1	2	3
③ 時間短縮勤務ができるようにしている	1	2	3
④ 在宅勤務やフレックスタイムができるようにしている	1	2	3
⑤ 有給休暇の取得を奨励(奨励日の設定や取得時季の指定等)	1	2	3
⑥ 有給休暇を半日や時間単位で取得できるようにしている	1	2	3
⑦ 男性従業員の育児・介護への参加を奨励	1	2	3
⑧ 複数担当制など他の人が仕事を代替できる体制づくり	1	2	3
⑨ 管理職の意識改革(研修や人事評価項目への組み込み等)	1	2	3
⑩ 従業員に対する意識啓発のための研修の実施	1	2	3
⑪ 本人の希望を聞く機会や相談体制の整備	1	2	3
⑫ その他()	1	2	

※用語の意味

ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)	仕事、家庭生活、地域生活、個人の活動について、誰もが自ら希望するバランスで展開でき、多様な生き方が選択・実現できるようになること
----------------------------	--

問 15 貴事業所でワーク・ライフ・バランスを推進するうえでの課題はありますか(○はいくつでも)

1 管理職・従業員の意識改革、風土の醸成	2 取り組みのためのノウハウ不足
3 取り組みのための費用負担	4 勤務時間・場所の多様化による雇用管理の複雑化
5 育休などの休業に対する代替要因の確保	6 業務量に対する要員不足
7 売上減少等、経営への影響	8 顧客や取引先の理解促進
9 特に問題はない	10 その他()

問 16 問 1 で外国人労働者が「1」(いる)とお答えいただいた事業所の方にうかがいます

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」についてご存じですか

(○は1つ)

1 知っていて遵守している	2 知っていて遵守できるよう取り組んでいる
3 知っているが取り組んでいない	4 知らない

問 17 問 1 で外国人労働者が「1」(いる)とお答えいただいた事業所の方にうかがいます

外国人労働者が安心して働くための工夫や生活するうえで支援していることがありましたら、ご記入ください

6 男女共同参画に関する国の各種事業について

国では、仕事と子育ての両立支援と職場における女性の活躍推進のために、以下の2つの法律を定めています。これらの法律に規定される「一般事業主行動計画」についてお聞きします

次世代育成支援対策 ① 推進法に基づく一般事業主行動計画	企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たり(1)計画期間、(2)目標、(3)目標達成のための対策及びその実施時期を定める。従業員101人以上の企業には計画の策定・届出、公表・周知を義務づけ。
女性活躍推進法における一般事業主行動計画 ②	常時雇用する労働者101人以上の事業主に対し、①自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析②行動計画の策定、社内周知、公表③行動計画を策定した旨の届出④女性の活躍に関する情報の公表を義務づけ。100人以下の事業主は努力義務。

問18 上記の一般事業主行動計画についてご存じですか

①次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画(○は1つ)

1 知っていて策定済み	2 知っていて策定を検討中
3 知っているが策定の予定はない	4 知らなかったが、これから策定を検討する
5 知らなかったが、策定の予定はない	

②女性活躍推進法における一般事業主行動計画(○は1つ)

1 知っていて策定済み	2 知っていて策定を検討中
3 知っているが策定の予定はない	4 知らなかったが、これから策定を検討する
5 知らなかったが、策定の予定はない	

問18の②で「3 知っているが策定の予定はない」「5 知らなかったが、策定の予定はない」のいずれかをお答えいただいた事業所の方にはうかがいます

問18-1 行動計画を策定しない理由はどのようなことですか(○は1つ)

1 どのように策定すればよいか手法がわからない	2 策定する余裕がない
3 策定する必要性を感じない	4 その他()

問19 次の企業認定制度についてご存じですか(①、②についてそれぞれ該当する番号に○は1つだけ)

① くるみん認定(次世代育成支援対策推進法) 「子育てサポート企業」として厚生労働省から認定された企業が「くるみんマーク」を使用して企業PR等に活用できます	  	1 取得済み 2 知っている 3 知らない
② えるぼし認定(女性活躍推進法) 女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主として厚生労働省から認定された企業が「えるぼし認定マーク」を使用して企業PR等に活用できます	 	1 取得済み 2 知っている 3 知らない

7 男女共同参画社会について

問 20 事業所における男女共同参画の推進にあたって、取手市(行政)に、どのような支援や取り組みを期待しますか(○はいくつでも)

1 経営者や事業主、人事担当者等を対象としたセミナーの開催
2 関連する法律や制度に関する情報の提供
3 先進的な取り組み事例の紹介、ノウハウの提供
4 男女共同参画に取り組んでいる事業所の表彰や公表
5 企業活動への優遇措置の付与(入札での優遇など)
6 活用できる補助金等の支援制度に関する情報提供
7 事業所内で開催する研修等への講師派遣
8 他の事業所、団体との情報交換の場の提供
9 社会全体の理解促進、啓発
10 保育等の公的施設やサービスの充実
11 就学児童等への子育て支援サービスの充実
12 介護等の公的施設やサービスの充実
13 女性の再就職に対する支援
14 その他()

問 21 貴事業所において、男女共同参画の推進のためや従業員の働きやすさのために実施している制度や工夫、仕組み作りがありましたら、ご記入ください

--

最後に、取手市の男女共同参画の推進に関する施策や男女共同参画社会についてご意見やご要望等がありましたら、ご記入ください

--

質問は以上です。アンケートにご協力いただき、ありがとうございました。

取手市男女共同参画に関する事業所意識調査
調査結果報告書

令和8年2月

発行：取手市

企画・編集：取手市 総務部 市民協働課
